

2015 人権啓発シリーズ

⑤

戦後70年である今年、日系アメリカ人の戦時中の体験についてメディアで取り上げられる機会が多くあった。かつて日系二世たちから、戦前は言うまでもなく戦後間もない1950年代でさえ、店に入ろうとしても、あるいは住まいを借りようとしても、「ジャップはお断り」だと差別的扱いを受けたという話をよく聞いた。

竹沢 泰子

外国人の人権

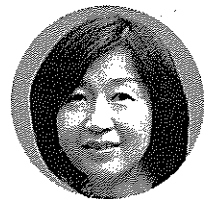
戦後70年である今年、日系アメリカ人の戦時中の体験についてメディアで取り上げられる機会が多くあった。かつて日系二世たちから、戦前は言うまでもなく戦後間もない1950年代でさえ、店に入ろうとしても、あるいは住まいを借りようとしても、「ジャップはお断り」だと差別的扱いを受けたという話をよく聞いた。

外国人の人権

nese Only (外国人お断り)と書いた横断幕を掲げ、それにクラブが適切な対処をしなかったことは「人種差別」にあたるとして、無観客試合の制裁を受けたことは記憶に新しい。無期限入場禁止の処分を受けた横断幕を書いた人たちは、それが人種差別で

浴の際、かけ湯をしないことが問題であるならば、最近一部の温泉で見かけるように、英語やさしい日本語のイラスト入りの説明書きを備え付けるのも一つの対処法であろう。ごみ出しのルールも同様である。自分たちと言葉や慣習の異なる人に対して、あの手の

たけざわ・やすこ 京都大学人文科学研究所教授。専門は文化人類学、社会学(とくに人種・民族概念、移民研究など)。ワシントン大学人類学部博士課程修了。PDJ、主な著書に、『日系アメリカ人のエスニシティ』(強制収容と補償運動による影響) (東京大学出版会、遊覧賞受賞)、『人種概念の普遍性を問う』(編著、人文書院)、『移民研究と多文化共生』(共編著、御茶ノ水書房)など。日本学術会議多文化共生分科会副委員長、兵庫県外国人県民会議議長等を務めている。神戸市出身。



多文化共生社会 実現を

あるとは思わなかったという。見慣れない外見や名前であれば十把一絡げに「外国人」として区別し、締め出しや差別を行うことは、真に成熟した社会であれば許されないはずである。そもそも外国人であっても、大半の外国人は問題を起さないのである。そして、もし日本の慣習を知らずに、例えば入

手で「伝える」という努力がもつとあってもいいのではないだろうか。雇用面でもさまざまな問題が生じている。外国人労働者や技能実習生に對して、一部の中小企業や個人経営店で、時給200円、300円、400円といった衝撃的な数字の賃金しか支払われていない実態が活動家たちにより明らかにされている。最低賃金は地域別に設

また同じ職種や同じ雇用形態(正社員やパート等)である日本人従業員より安い賃金を支払うことは、労働基準法に違反する。外国人だから、日本語ができないから、とといった理由は不当な賃金の根拠としては認められないのである。外国人の子どもたちの権利は、日本も1994年に批准した「児童の権利条約」(18歳未満の児

2015年の今年、戦後70年だけではなく、他にもいろいろな意味で節目の年にあたる。「多文化共生」の言葉を日本に広めるきっかけとなった阪神淡路大震災から20年、日本が「人種差別撤廃条約」に締結してから20年が経ち、「成人」したことになる。来年は、国連で「国際人権規約」が採択されてから50年を迎える。

真の多文化共生社会を実現するために、この節目の年に、国際社会のルール、日本社会の現状、そして地域社会の隣人をつないで見つめ直そうではないか。

(月1回掲載。企画・県人権啓発センター)